

出来事（2013年1月）

1. 食品添加物の新規指定

1月の新規指定はありません。

現在、香料2品目（3-エチルピリジン、アンモニウムイソバレレート）、ポストハーベスト2品目（アゾキシストロビン、ピリメタニル）、イソプロパノール、亜塩素酸水、乳酸カリウム、硫酸カリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチルを指定するための健康影響評価と指定のための手続きが継続されています。

2. 消費者庁・食品表示一元化

現在、法案作成のための詰めが行なわれています。

その中で、消費者団体（食品表示を考える市民ネットワーク）と全農（全国農業協同組合連合会）は、1月31日に衆議院議員会館にてシンポジウム「どうする・どうなる食品表示」を開催し、7名の国会議員と250名の参加者があったとのこと。

*今後のスケジュール（見通し）

4月中旬：閣議決定後国会へ送付され、骨子等が公表される。

7月？：衆・参の消費者問題特別委員会で審議後、本会議で可決成立すれば、施行。

183国会（常会）の会期は1月28日～6月26日です。参議院議員の任期の満了日が7月28日であることから、最大に延長されたとしても30日間です。新食品表示法（案）は予算案件ではありませんので、国会の最終盤である6月下旬～7月の成立と考えられます。

尚、個別課題（原料・原産地表示の拡大、遺伝子組換え食品の表示、食品添加物の表示、等）については、検討会を立ち上げることになります。

3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（50品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（6品目*、3品追加） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list2.pdf>

*キシラナーゼ、アスパラギナーゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ

L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム

4. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。（その事例です。）

1月4日：(1)一関市旧磐清水村で産出された大豆

(2)宮城県栗原市旧金田村で産出された大豆

(3)福島県福島市旧大笹生村及び南相馬市旧石神村で産出された小豆

(4)福島県伊達市旧富野村及び旧堰本村、福島市旧野田村及び旧平野村、本宮市) 旧和木沢村(白沢村)、郡山市旧高野村、二本松市旧小浜町及び旧渋川村、桑折町旧伊達崎村並びに大玉村旧玉井村で産出された大豆

1月23日：群馬県で捕獲されたヤマドリの肉

1月30日：福島県で捕獲されたカルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材 (1月30日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

5. 日本農林規格の改正のための WTO 通報 1月28日

1) 食用油脂

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

2) マーガリン類

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 水分の測定方法を詳細に規定する。

3) ジャム類

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。4) ぶどう糖：12月7日

4) 精製ラード

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

5) ショートニング

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

6) 水産物缶詰及び水産物瓶詰

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する

7) 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

6. 米国の食品安全に関する規制強化 (FSMA) の現状

2011年1月4日、米国のオバマ大統領が、食品安全近代化法 (FSMA : Food Safety Modernization Act、HR2751) にサインし直ちに施行され、米国食品医薬品局 (FDA) の権限を強化しました。当初予定の2012年7月から少し遅れて、2012年10月22日～12月31日 (2012年1月31日まで延期) の間に米国に販売する全世界の食品事業者を登録させることにしました。実際は予想の4割程度と推測されます。日本のかなりのメーカーが、①米国内における代理人、②5年毎の査察への対応等で逡巡していると推測されます。(小職の推測)

2013年1月4日には、FDAは食品安全近代化法の履行のための2つの規則を提案し、120日間のパブリックコメントの募集を始めました。①適正製造規範 (CGMP) を改訂して食品事業者に対しリスクに基づく予防措置を求める。②農産物の生産に関する基準で、農産物生産者の教育や生産段階での安全性確保を求める。これは、米国におけるメロンやスプラウト等の生鮮野菜・果実によるアウトブレイクに対して、FDAは生鮮野菜・果実の管理について本格的に取り組むことを意味します。FDAの大幅な権限強化と規制強化です。

さらに、HACCPを海外のメーカーにも義務化することも考えられます。日本メーカーの出遅れの観が拭えません。

*1月4日のニュースリリース :

FDA proposes new food safety standards for food borne illness prevention and produce safety <http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm334156.htm>

7. 食品表示に関する新しい規則 (EU)

食品の表示についての新しい規則が2014年12月13日から、栄養情報義務化は2016年12月13日から実施されます。

○食品の表示と広告:2014年12月13日から適用 2000/13/EC

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2000L0013:20110120:EN:PDF>

○栄養情報の義務化 : 2016年12月13日から 90/496/EEC

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1990L0496:20081211:EN:PDF>

8. EFSAによるアスパルテームの評価

2013年1月8日付けのEFSAのニュースリリースによれば、アスパルテームに関する完全な評価を終え、パブリックコメントを求めています。(期限 : 2月15日)

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130108.htm>

9. 牛肉製品のウマあるいはブタによる偽装（英国及びアイルランド）

英国及びアイルランドで販売されている「100%ビーフバーガー」等にウマやブタの肉が混入していた問題が発生しました。アイルランド産ではなく他国由来か。

1月16日 英国のFSAのニュースリリース

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/jan/horse>

1月15日 アイルランドのFSAのニュースリリース

http://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/horseDNA15012013.html

1月26日 アイルランドのFSAのニュースリリース

<http://www.agriculture.gov.ie/press/pressreleases/2013/january/title,68551,en.html>

10. アメーバえら病（AGD）で養殖サケに深刻な被害（ノルウェー）

昨年（2012年）12月初旬に、サケの病気であるアメーバえら病（Amoebic gill disease、AGD）が発生し、深刻な被害になっているとジェトロコペンハーゲン事務所が発信しました。

通商弘報 50dc0f5907530

11. 食品衛生法違反輸入食品の流通の可能性（2013年1月）

厚生労働の検疫所におけるモニタリング検査で食品衛生法違反が判明した際、貨物が国内扱いになっている場合は、医薬食品局食品安全部監視安全課長から都道府県の地方自治体に回収、監視指導等が依頼されます。（市場流通の可能性は否定できません。）1月の事例です。

発信日	自治体	輸出国	貨物の品名	検査結果
1月23日	千葉県	ラオス	生鮮メボウキ	クロルピリホス 2ppm 検出
1月29日	千葉県	タイ	生鮮 PUK WHAN	クロルピリホス 1.0ppm 検出
1月30日	東京都	メキシコ	スターフルーツ	フルジオキサニル 0.06ppm 検出
1月31日	東京都	中国	ウーロン茶	フィプロニル 0.005 検出

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kaisyu/index.html

12. 輸入食品中のエトキシキン（酸化防止剤、殺菌剤）

ベトナムから、海老の大丸株式会社が輸入した「冷凍養殖えび」、阪和興業株式会社が輸入した「冷凍養殖むき身えび」、双日食料株式会社が輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」、インドから株式会社ハウスイが輸入した「冷凍養殖えび」の命令検査で、一律基準を超えたエトキシキンの残留が認められ、成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

13. 輸入食品中のエンロフロキサシン（合成抗菌剤）

阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」、東邦物産株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：えび類の命令検査で、それぞれ 0.01ppm、0.03ppm のエンロフロキサシンが検出され、成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

14. 輸入食品中のクロラムフェニコール（合成抗菌剤）

ベトナムから、ボングルメ株式会社が輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：シーフードミックス」、丸紅株式会社が輸入した「冷凍切り身いか」、阪和興業株式会社が輸入した「生食用冷凍生鮮魚介類：天然むき身えび」、東洋冷蔵株式会社が輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」、の命令検査で、それぞれ 0.0006ppm、0.0007ppm、0.0010ppm、0.0013ppm のクロラムフェニコールが検出されたことによる成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

*クロラムフェニコールは、「食品において不検出とされる農薬等」に該当します。

15. 輸入食品中のサイクラミン酸（指定外添加物、甘味料）

エイ.アイ.フーズが中国から輸入した「無加熱摂取冷凍食品：その他の魚類（冷凍コハダ）」の自主検査で、指定外添加物であるサイクラミン酸が 11µg/g 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

16. 株式会社タケモトフーズが、ベルギーから輸入したチョコレート類の行政検査で、ルーピン豆（lupin）使用による不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2013年2月2日）